

安城南中ガイド

令和6年度版



あいさつ・歌・花は南中文化

安城市立安城南中学校

〒446-0043 安城市城南町2丁目7番地2

電話 0566(75)3531

FAX 0566(75)3592

E-mail minami@anjo.ed.jp

目 次

校 訓、校 歌	3
月別の生活目標	4
日課表	5～7
最終下刻時刻	8
生徒心得	9～11
台風時における対応	12
特別警報発表時における対応	12
前述の警報等が発表されていない場合における対応	13
地震関連の情報が発表され、 その内容に緊急性や切迫性があると判断したとき	13
大規模地震が起きたとき	13
Jアラート発令時の対応	14～16
悩みごとができれば	17

校 訓

拓く

校 歌

- 一 かがやく朝の日のひかり
きよいこころはわれらの誇り
おしえ楽しいまなびやに
ああはるかにも仰ぐ嶺
希望の雲はわきのぼる
未来の心理をひらくもの
きそえ 安城南中
- 二 明治の水はその昔の
いさを流してうるおすほとり
みのりあふれる広野原
ああこだまして歌う鳥
みおやのこえを呼んでいる
未来のさかえをになうもの
勇め 安城南中
- 三 嵐のゆくてふみこえて
若いいのちはいまこそ伸びる
知恵も明るいこの窓に
ああ色映えてかかる虹
平和の花はほほえむよ
未来のしあわせ築くもの
こぞれ 安城南中

月別の生活目標

月	生活目標
4 月	出会いを大切に、自分からあいさつをしよう
5 月	楽しい学級づくりをしよう
6 月	学級の力を伸ばそう
7 月	暑さに負けない体をつくろう
夏休み	自分の命を自分で守ろう
9 月	団の絆を深めよう
10 月	学級の絆を深めよう
11 月	目標のある生活をしよう
12 月	人権について考えよう
1 月	新年の目標を立てて行動しよう
2 月	仲間との生活を大切にしよう
3 月	一年のしめくくりをしよう

日課表 通常日課

さわやか	8 : 10 ~ 8 : 20
S T	8 : 20 ~ 8 : 28
第1時限	8 : 35 ~ 9 : 25
第2時限	9 : 35 ~ 10 : 25
第3時限	10 : 35 ~ 11 : 25
第4時限	11 : 35 ~ 12 : 25
給 食	12 : 25 ~ 13 : 05
放 課	13 : 05 ~ 13 : 20
第5時限	13 : 25 ~ 14 : 15
第6時限【月以外】	14 : 25 ~ 15 : 15
清 掃	15 : 15 ~ 15 : 30
S T	15 : 35 ~ 15 : 45
さようなら	15 : 45 (下校完了16 : 00)
生徒集会 (月1回実施)	8 : 10 ~ 8 : 30
月曜日 : 清掃	14 : 15 ~ 14 : 30
S T	14 : 35 ~ 14 : 45
下校完了	15 : 00
部活動 : 火・水・金	15 : 50 ~
下校時刻は日役によって異なります。	

日課表 木曜日課

さわやか	8 : 10 ~ 8 : 20
S T	8 : 20 ~ 8 : 28
第1時限	8 : 35 ~ 9 : 25
第2時限	9 : 35 ~ 10 : 25
第3時限	10 : 35 ~ 11 : 25
第4時限	11 : 35 ~ 12 : 25
給 食	12 : 25 ~ 13 : 05 ※翌日の教科連絡含む
放 課	13 : 05 ~ 13 : 20
第5時限	13 : 25 ~ 14 : 15
第6時限【月以外】	14 : 25 ~ 15 : 15
S T	15 : 15 ~ 15 : 25
さようなら	15 : 25 (下校完了15 : 40)
木曜日課の場合は、清掃をカット 生徒議会・委員会 15 : 35 ~ 16 : 10 下校完了 16 : 25	

日課表 特別日課

さわやか	8 : 10 ~ 8 : 20
S T	8 : 20 ~ 8 : 28
第1時限	8 : 35 ~ 9 : 20
第2時限	9 : 30 ~ 10 : 15
第3時限	10 : 25 ~ 11 : 10
第4時限	11 : 20 ~ 12 : 05
清 掃	12 : 05 ~ 12 : 20
給 食	12 : 25 ~ 13 : 05
放 課	13 : 05 ~ 13 : 20
第5時限	13 : 25 ~ 14 : 10
第6時限【月以外】	14 : 20 ~ 15 : 05
S T	15 : 10 ~ 15 : 20
さようなら	15 : 20 (下校完了15 : 35)
月曜日 : S T	14 : 15 ~ 14 : 25
下校完了	14 : 40
部活動 : 火・水・金	15 : 30 ~
下校時刻は日没によって異なります。	

最終下校時刻

*最終下校時刻は季節によって変わりますが、原則、活動終了後（ST・部活動終了後）15分後が最終下校時刻です。

*月曜日・木曜日は、原則として部活動を行いません。休日の部活動は、原則土曜日です。日曜日に活動する場合は、土曜日を休みとし、必ずどちらかが休日となるようにします。詳しい日程は、部活動ごとに連絡があります。

部活動	部活動終了	下校完了時刻
4月1日（月）～9月13日（金）	17:15	17:30
9月17日（火）～9月20日（金）	17:00	17:15
9月24日（火）～10月4日（金）	16:45	17:00
10月7日（月）～10月18日（金）	16:30	16:45
10月21日（月）～11月1日（金）	16:15	16:30
11月5日（月）～1月10日（金）	16:00	16:15
1月14日（火）～1月24日（金）	16:15	16:30
1月27日（月）～2月7日（金）	16:30	16:45
2月10日（月）～2月21日（金）	16:45	17:00
2月25日（火）～3月14日（金）	17:00	17:15
3月17日（月）～3月31日（月）	17:15	17:30

生徒心得

<登下校>

- 1 始業の10分前登校に心がける。
- 2 交通ルール・マナーを守り、登下校は通学路を通る。
- 3 通学について
 - ・熱中症対策として、案内後～10月中旬頃までを目安に体操服・ハーフパンツ登校を認める。
 - ・寒さ対策として、案内後～3月末までを目安にタイツ等を着用してもよい。ただし、熱中症予防のため、暑くなる時期の着用はしない。
- 4 自転車を利用するの通学について
 - (1) 自転車を利用するの通学を次の者に許可する。
 - ・遠距離の者
 - ・家庭事情、身体の障害、通院などの理由がある者
 - (2) 自転車に乗るときは、ヘルメットを正しくかぶる。女子はジャージを着用してもよい。
 - (3) 校内では降りてひく。
- 5 事故にあった場合（加害、被害）は、必ず相手の氏名、住所、連絡先を聞く。状況に応じて、周りに助けを求め、110番（警察）119番（救急）をする。
- 6 土日祝日や再登校をする際には、制服または体操服など、学校の規則に準ずる姿で登校する。私服では登校しない。
- 7 定められた通学路を通り、登下校途中で友人宅や商店などに寄らない。（休日の部活動も）

<身なり>

いつでも受験・就職試験に行ける髪型、格好、持ち物を普段から意識する。

- 1 制服（更衣期間を設けず、自己判断で夏服・冬服を選択して登校する。）

男子 黒の標準学生服
半袖開襟シャツ

女子 セーラー服（胸あて付・えりの線はなし・白の襟カバー）
ひだスカート（紺または黒）
ネクタイ（黒）
白のセーラー服

2 名札

左ポケットにつける。

3 頭髪

- ・学校生活では、華美にならず清潔感のある髪型とし、いつでも試験や面接を受けられる髪型とします。
- ・頭髪の規定に男女の性差は無しとする。
- ・前髪は眉毛程度までの長さにします（目の保護のため）。目にかかる場合はピンで留めます。
- ・後ろの髪は肩にかからない程度の長さまでとし、長い場合は耳より下の位置で地味な色のゴムで束ねます。ヘアゴムは耳の高さより低い位置で結ぶ。（リボン・花・装飾が付くなど、デザインや形状、色の華美な髪飾り・ヘアバンド・リボン等は不可。）
- ・横の髪をすっきりと留める。※おしゃれ目的のチョロ毛は不可 → ヘアピンで留める。
ヘアゴムで束ねる。
- ・剃りこみや、不自然な刈り上げ、パーマなどの加工をしたり、ワックスなどの整髪料は使用したりしません。また、毛染めや脱色をしません。
- ・色付きリップやアイプチなどの化粧・加工等はしません。（無色・無香料のリップや日焼け止めは可）

4 履き物

白の運動靴。

体育館シューズ、上履きは学校で指定したものを使用する。

5 かばん

学校で指定したスリーウェイバック、ナップザックとする。

<校内生活>

- 1 カッターナイフなどの刃物、学業に必要な物、金銭はもってこない。（持参した場合は、教師が預かり、保護者に直接返す。金銭の貸借をしない。）
- 2 非常口・ベランダには、特別な場合を除いて出入りしない。
- 3 欠席・遅刻・早退の場合は、テトルや電話、生徒カードの届出欄で担任の先生まで連絡をする。
- 4 清掃活動、奉仕活動に励む。

<その他>

- 1 外出は、中学生らしい身なりを心がける。また、行き先、帰宅時刻等を、家の人に伝える。
- 2 交通ルール、交通マナーを守る。

交通安全5か条

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 登下校は、通学路を通ります。2 交差点では必ず止まって、左右の安全を確かめます。3 大型車の右折・左折に気をつけます。4 ヘルメットを正しくかぶります。5 二人乗り、二列並進はしません。 |
|---|

- 3 金銭の貸借や、おごったり、おごられたりしない。
- 4 インターネット、携帯電話、スマートホンなどを利用するときは、マナーやモラルを守る。
- 5 公共施設を利用する際は、ルールやマナーを守って使用する。

災害時の対応

<台風時における対応について>

1 登校する以前に、安城市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業を行わない。

※安城市教育委員会より給食中止の連絡があった場合、弁当持参となる。

上記(1)の場合においても、道路の冠水、河川の増水等の危険が残る場合がある。登校が危険なときは、登校を見合わせ、その旨を必ず学校へ連絡すること。この場合は遅刻・欠席扱いとはしない。

2 登校後に、安城市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 気象及び通学路の状況等を判断して生徒が安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
- (2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断される場合は、保護者引き渡しによって下校させる。その際は、家庭への連絡を密にし、迎えがあるまでは学校で保護・待機させる。

<特別警報発表時における対応>

1 登校する以前に、愛知県内に特別警報が発表されている場合

- (1) 自宅待機とする。
- (2) 特別警報解除後も、学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とする。なお、登校の判断についての情報は、学校公式ウェブサイトおよび連絡メール、電話連絡等によって知らせる。

2 登校後に、愛知県内に特別警報が発表された場合

- (1) 即刻、授業を中止し、校内にて生徒の安全を確保する。
- (2) 保護者への引き渡しを安全に行えると判断するまでは、学校で保護・待機させる。なお、保護者への引き渡し判断についての情報は、学校ウェブサイトおよび連絡メール、電話連絡等によって知らせる。

＜前述の警報等が発表されていない場合における対応＞

○安城市に暴風警報・特別警報が発表されていない状況でも、強風・大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 強風・大雨等その他異常気象に伴う注意報や警報、注意情報等の気象情報、道路や橋の破損、冠水、局地的な豪雨等、災害や気象、通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する場合がある。また、学区の地理的状況等により、一部地域の生徒に対して、休業や授業の中止等を決定することもある。
- (2) 学校からの指示がない場合においても、生徒の安全を第一に考え、登校は、保護者で判断すること。保護者の判断により登校を見合わせた場合は、学校に必ず連絡すること。この場合は遅刻・欠席扱いとはしない。

＜地震関連の情報が発表され、その内容に緊急性や切迫性があると判断したとき＞

○生徒が学校にいるとき

- ・すべての教育活動を直ちに中止し、教師の誘導で運動場に避難する。
- ・全出席生徒の避難確認後、原則として、下校する。下校後、保護者、または代理者が対応できることを本人に確認した後、下校する。
- ・下校させることが危険であると判断した場合は、学校待機の処置をとり、保護者に迎えに来てもらうようにする。

○登下校中のとき

- ・職員が通学路を巡回し、速やかに下校するように指示する。
- ・保護者が不在の場合は、速やかに登校させ、学校で生徒を保護する。

○生徒が自宅にいるとき

- ・保護者指示のもと、生徒は指定された避難所等、安全な場所へ自主的に避難する。

＜大規模地震が起きたとき＞

○生徒が学校にいるとき（部活動を含む）

- ・すべての教育活動を直ちに中止し、安全を確認後、教師の誘導で運動場に避難する。
- ・全出席生徒の避難確認後、原則として、保護者、または代理者が迎えに来た生徒から引き渡しを行う。

○登下校中のとき

- ・職員が通学路を巡回し、速やかに下校するように指示する。
- ・保護者が不在の場合は、速やかに登校させ、学校で生徒を保護する。

○生徒が自宅にいるとき

- ・保護者指示のもと、生徒は指定された避難所等、安全な場所へ自主的に避難する。
- ・大規模地震発生後は、各地域や家庭の状況に応じて、無理をして登校する必要はない。
- ・土、日、祝祭日の部活動については、確実に地域や学校の安全が確認されるまでは実施しない。

<Jアラート（弾道ミサイル情報）発令時の対応>

1 登校前

- ・Jアラートを察知した際は、直ちに登校を見合わせ、建物内で安全を確保する。
- ・Jアラートを屋外で察知した際は、直ちに自宅に入り、建物内で安全を確保する。

2 登下校時

- ・Jアラートを察知した際、近くに建物がある場合は、住人に緊急事態であることを伝え、直ちに建物に入り、安全を確保する。
- ・Jアラートを察知した際、近くに建物はないが身を隠せる場所がある場合、物陰に身を隠し、頭を保護するようにして、身の安全を確保する姿勢をとる。
- ・Jアラートを察知した際、近くに建物がなく、身を隠せる場所のない場合は、周囲の安全を確認し、直ちに地面に伏せて、頭を保護するようにして、身の安全を確保する姿勢をとる。

3 在校時

- ・Jアラートを察知した際、校舎内で活動中の場合は、教室の中央に机を集め、頭を保護するようにして机の下で安全を確保する。
- ・Jアラートを察知した際、体育館で活動中の場合は、直ちに校舎内に移動し、窓から離れた場所で、頭を保護する姿勢をとる。
- ・Jアラートを察知した際、学校敷地外で活動中の場合は、登下校と同じ対応をとる。

<Jアラート（弾道ミサイル情報）発令中の対応>

1 登校前

- ・安全が確認できるまで、むやみに屋外へ出ず、自宅で待機する。

2 登下校時

- ・建物の中にいる場合は、安全が確認できるまで待機する。
- ・屋外にいる場合は、周囲の安全を確認しながら、頭を保護するようにして、身の安全を確保する姿勢を継続する。

3 在校時

- ・安全確認できるまで校舎内のそれぞれの場所で、身の安全を確保する姿勢を継続する。
- ・学校敷地外での活動中の場合は、登下校時屋外にいる場合と同じ対応をとる。

< Jアラート（弾道ミサイル）解除後の対応 >

※ Jアラート解除とは：ミサイルが日本の「領海外の海域に落下した場合」「上空を通過したことが確認された場合」

1 登校前

- ・始業時刻2時間前までにJアラートが解除された場合には、周囲の安全を確認しながら、平常通り登校する。
- ・始業開始2時間前から午前11時までにJアラートが解除された場合には、周囲の安全を確認しながら、解除後2時間を目安に登校する。
- ・午前11時以降、Jアラートが継続されている場合は、登校しない。

2 登下校時

- ・周囲の安全を確認しながら、登下校を継続する。
- ・安全確認が不十分な場合は、身の安全を確保する姿勢を継続し、大人や教師の救助が来るまで待つ。

3 在校時

- ・周囲の安全を確認し、授業を再開する。

< 弾道ミサイル着弾時の対応 >

1 登校前

- ・日本の領土・領海に着弾した場合は、むやみに屋外へ出ずにそのまま待機し、その後のJアラートの確認を行う。
- ・日本の領土・領海以外に着弾した場合は、Jアラート解除後の登校前の指示と同じ対応をとる。

2 登下校時

- ・建物の中において、日本の領土・領海に着弾した場合は、むやみに屋外へ出ずにそのまま待機し、その後のＪアラートの確認を行う。
- ・屋外において、日本の領土、領海に着弾した場合は、その後のＪアラートの指示を確認しつつ、口、鼻をハンカチで押さえ、できるだけ風上や建物の中へ移動して待機する。
- ・日本の領土、領海以外に着弾した場合は、Ｊアラート解除後の登下校時と同じ対応をとる。

3 在校時

- ・日本の領土・領海に着弾した場合は、Ｊアラートの指示を確認しつつ、口、鼻をハンカチで押さえ、教室へ移動して待機する。
- ・日本の領土・領海以外に着弾した場合は、Ｊアラート解除後の在校時と同じ対応をとる。

悩みごとができれば

学校生活や家庭生活での悩みごとなど、何でもかまいません。いつでも先生たちに相談してください。

・先生と話そう週間

定期テスト週間に行われます。話しやすい先生にお願いすることもできます。

・何でも相談

ハートフルルームにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいる日には、気軽に相談してください。【直通72-6431】

・心の相談

校内でも、先生以外の人に相談できます。また、電話相談も受け付けています。

【直通72-6431】

<他の相談機関>

①安城市教育センター

心の電話 76-9674

(月曜～金曜 9:00～17:00)

②心の電話 052-261-9671

(毎日 10:00～22:00)

③刈谷児童相談センター 22-7111

(月曜～金曜 8:45～17:30)